

外国人住民向け一日相談会共同事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、外国人住民により近い府内市町村における外国人相談窓口の拡充を図るために、公益財団法人大阪府国際交流財団（以下「財団」という。）が、府内市町村及び市町村国際交流協会等とともに外国人住民向け一日相談会（以下「相談会」という。）を共同で開催すること（以下「共同事業」という。）についての必要な事項を定める。

（対象事業）

第2条 共同事業は、財団と次条に定める団体が実施するものとし、その団体の参加形態は、共催、協賛、及び広報や公募等相談会の事務手続きへの協力などとする。また、次条に定める1つ以上の団体が、さらに加わることを妨げない。

2 共同事業にかかる財団の経費負担は、第6条の範囲内とする。なお、回数については、次のとおりとする。

- （1）市町村等が行う共同事業は年度内に1回限りとする。
- （2）対象事業は年度内3回程度を限度とし、申請順に受付けを行うものとする。

（共同事業の対象となる団体）

第3条 財団と共同事業を行うことができるのは、次に定める団体に限る（以下「市町村等」という。）。なお、第2号及び第3号については、大阪府内に主たる事務所を置く団体を原則とする。

- （1）大阪府内市町村
- （2）市町村国際交流協会
- （3）その他理事長が認める団体

（実施協議）

第4条 共同事業の実施を希望する市町村等（以下「希望団体」という。）は、単独で、または代表団体となる市町村等（以下「代表団体」という）を定め、希望する共同実施の形態、代表団体以外に共同事業に加わる団体名、相談会実施場所、PRの方法、相談見込件数、相談体制等を計画・精査のうえ、原則、事業実施の4ヵ月前までに財団と協議しなければならない。

(実施申請及び審査等)

第5条 希望団体または代表団体で、財団との事前協議を経て共同事業の実施を申請する者(以下、「申請者」という。)は、共同事業計画書(様式1)及び共同事業経費内訳書を(様式2)を事業実施の3ヵ月前までに財団に提出しなければならない。

2 財団は、前項の規定による提出書類の内容を審査し、実施の可否を決定のうえ、速やかに該当結果を申請者に通知する。

(財団の経費負担)

第6条 財団は共同事業の実施にあたって、1事業につき15万円を限度として次の各号に定める経費を負担することができる。なお、以下の第1号から第3号に係る謝金については所得税及び交通費を含むものとする。

(1) 相談員謝金(財団職員を除く)

(ア) 一般相談員(資格を有しない者)は6時間以内1人1万円。6時間を超える場合は上限で1万5千円

(イ) 専門相談員(行政書士、税理士、社会保険労務士等の資格を有する者)は1人4時間以内2万円(4時間を超える場合3万円)。ただし弁護士は別途定める。

(2) 通訳派遣謝金(大阪府外国人情報コーナー対応言語に限る)

6時間以内1人6千円及び保険料。6時間を超える場合は上限で1万円

(3) 広報資料作成に伴う翻訳謝金

1回1万円(税込)上限

2 前項に拠りがたい場合は、財団と申請者が協議のうえ定める。

3 過去に共同事業を実施した申請者から申請された事業のうち、過去の共同事業と同一又は類似の内容と認められる事業については、理事長が特に必要と認める事業を除き、前項に定める財団が負担する経費による実施回数の上限を2回までとする。

(相談員)

第7条 財団は、申請者から第6条第1項(1)に規定する相談員の派遣の要請を受けた場合は、それぞれの相談員が所属する団体を通じて依頼することができる。

(通訳派遣)

第8条 財団は、申請者から第6条第1項(2)に規定する通訳の派遣要請を受けた場合は、財団に登録する語学ボランティア等から派遣することができる。

(共同事業の実施等)

第9条 第5条第2項の規定による実施可の決定通知を受けた申請者(以下、「共同開催者」という。)は、財団との共同事業であることを明記した以下の書類を速やかに財団に提出しなければならない。

- (1) 共同開催者名及び他に共同事業に参画する団体名が明記された事業実施要領
- (2) 広報資料(ちらし、パンフレット等)

2 共同開催者は、前項(2)に掲げる広報資料について、第三者の著作権等を侵害していないことを保証すること。なお著作権侵害など第三者と紛争が生じた場合は、共同開催者がその責任を負い、財団に一切の負担をかけないものとし、かつ財団に損害が発生した場合はこれを補填しなければならない。

3 共同開催者をはじめ共同事業に参画する者は、事業対象となる外国人住民等に向け様々な手段を通じ広報を行うものとする。

(事業報告書及び経費支払報告書)

第10条 共同開催者は、事業終了後、速やかに財団に共同事業報告書(様式3)を提出するものとする。また、財団は共同事業経費支払報告書(様式6)を共同開催者に提出し、経費情報を共有する。

(共催の取消し)

第11条 財団は、共同事業の実施決定をした後又は事業が完了した後に、共同開催者が次に掲げる各号のいずれかに該当したときは、実施決定を取り消すことができる。なお、決定を取り消す場合は、共同事業承認取消通知書(様式4)により通知する。

- (1) 偽りその他不正な手段により実施決定を受けたとき
- (2) 共同事業を遂行しないとき、又は遂行する見込みがなくなったと認められるとき
- (3) この要綱及び共同事業の承認内容、又はその他法令等に違反したとき

(共同事業の変更)

第12条 共同開催者は、共同事業に変更があった場合は、直ちに共同事業変更の届出書(様式5)を提出するものとする。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。